

日本サブリメント株式会社に対する措置命令及び課徴金納付命令について

<措置命令：平成29年2月14日公表、課徴金納付命令：平成29年6月7日公表>

(ペプチドエースつぶタイプ)



(豆鼓エキスつぶタイプ)



(ペプチドエースつぶタイプ テレビ放送)



「ペプチドエースつぶタイプ」（180粒入り）、同（90粒入り）、「ペプチド茶」、「ペプチドストレート」及び「ペプチドスープEX」のペプチドシリーズ5商品と、「豆鼓エキスつぶタイプ」（180粒入り）、同（90粒入り）、「食前茶」の豆鼓エキスシリーズ3商品について、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「ペプチドエースつぶタイプ」（180粒入り）及び「豆鼓エキスつぶタイプ」（180粒入り）の容器包装においては、次のとおり記載することにより、あたかも、ペプチドシリーズ5商品及び豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。

ペプチドエースつぶタイプ(180粒入り)

- 「かつお節オリゴペプチド配合」
- 「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」
- 「血圧が高めの方に適した食品です。」
- 「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」

豆鼓エキスつぶタイプ(180粒入り)

- 「豆鼓（発酵大豆）エキス配合」
- 「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」
- 「血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」
- 「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品は、豆鼓エキスを含んでおり、糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」

⇒実際には、ペプチドシリーズ5商品及び豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品は、それぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、ペプチドシリーズ5商品にあつては平成26年9月に、豆鼓エキスシリーズ3商品にあつては平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。

➡ 8商品中2商品につき、課徴金納付命令を実施(合計5471万円)

日本サプリメント株式会社に対する課徴金納付命令の概要

商品名	課徴金対象期間	相当注意義務違反 (法8条1項ただし書該当性)	課徴金額
「ペプチドエースつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入の食品	平成28年4月1日 ～同年9月17日	当該商品について、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年9月に、関与成分の特定ができないことが判明していたにもかかわらず、課徴金対象行為をしていた。	3073万円
「豆鼓つぶタイプ」と称する錠剤状180粒入の食品	平成28年4月1日 ～同年9月17日	当該商品について、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明していたにもかかわらず、課徴金対象行為をしていた。	2398万円

課徴金納付命令の一覧

	命令日	事業者	対象商品	課徴金額
1	平成29年1月27日	三菱自動車工業株式会社	普通自動車等	4億8507万円
2	平成29年6月7日	日本サプリメント株式会社	「ペプチドエースつぶタイプ」と称する錠剤状180粒入の食品	3073万円
3	平成29年6月7日	日本サプリメント株式会社	「豆鼓つぶタイプ」と称する錠剤状180粒入の食品	2398万円
4	平成29年6月14日	三菱自動車工業株式会社	軽自動車	453万円
5	平成29年6月14日	日産自動車株式会社	軽自動車	317万円

【参考】課徴金制度の概要

目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

- ・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

- ・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・ **対象期間**：3年間を上限とする。
- ・ **主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

課徴金額の減額

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日